

4. 工事発注時の留意点について

Q: 工事の発注の際に留意することはありますか？

「学校環境衛生の基準」の臨時環境衛生検査の規定に基づいて、ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物の濃度が基準値以下であることを確認させた上で引き渡しを受ける必要があります。そのためには、その旨契約上明記する必要があります。

また、現場で施工した塗料や接着剤等から放散されるホルムアルデヒドや揮発性有機化合物の放散量は、時間とともに低下（図4 - 1、2）していきます。よって、ホルムアルデヒドや揮発性有機化合物を放散させるため、換気の励行に配慮した養生・乾燥期間（枯らし期間）を十分に確保する必要があります。

養生・乾燥期間（枯らし期間）については、3週間程度は必要だといわれています。改修や補修工事においては、3週間の枯らし期間を設定することが困難な場合もありますが、綿密な計画を立て対応する必要があります。

また、引渡し前の美装工事（ワックス掛け）や手直し工事（ダメ工事）も含め、適切な工期の設定（図4 - 3）について考慮が必要です。

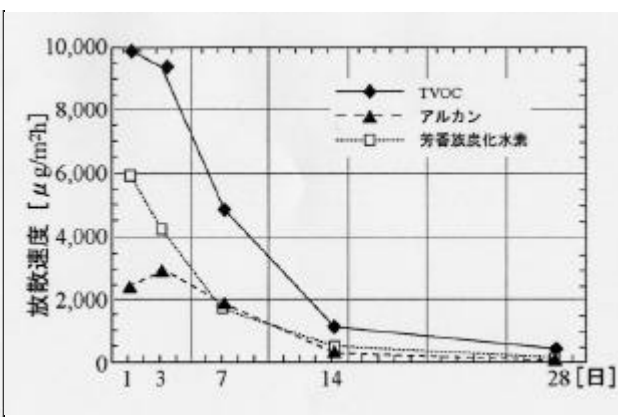
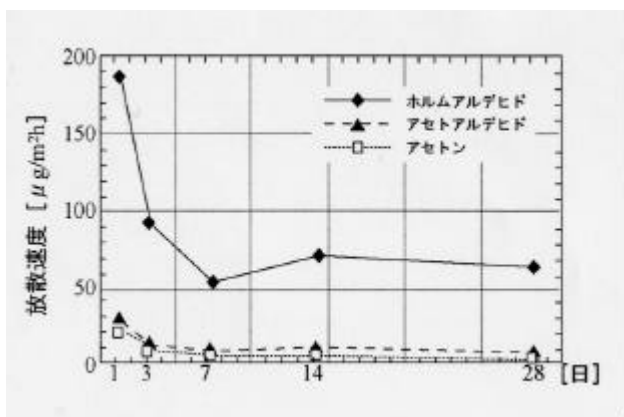


図4 - 1 床材（下地+接着剤+仕上材）からのアルデヒド類の放散の経時変化

図4 - 2 床材（下地+接着剤+仕上材）からのVOCの放散の経時変化

「住宅の室内空気質に配慮した設計施工ガイド」
室内空気汚染研究会（2003）より

「住宅の室内空気質に配慮した設計施工ガイド」
室内空気汚染研究会（2003）より

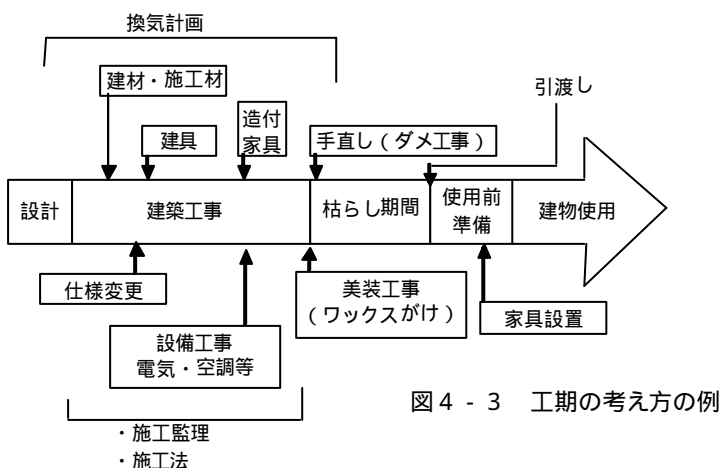


図4 - 3 工期の考え方の例

ホルムアルデヒド：無色でツンとくる刺激臭のある気体。接着剤や塗料等に使用される。

アセトアルデヒド：無色で刺激臭のある液体。有機薬品の原料として用いられる。

アセトン：特異な香りのある無色の揮発性液体。溶剤として広く使用される。

TVOC：Total Volatile Organic Compoundsの略。揮発性有機化合物の総称。

アルカン：別名パラフィン。原油などの中に含まれており、ガソリンは様々なアルカンの混合物である。

芳香族炭化水素：トルエン、キシレン、スチレン等

Q：特記仕様書の作成における留意点は何ですか？

「学校環境衛生の基準」の臨時環境衛生検査の規定に基づいて、ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物の濃度が基準値以下であることを確認させた上で引き渡しを受ける必要があります。

そのためには、設計図書（特記仕様書）等に、下記のような項目について記載する必要があります。

ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物の濃度が基準値以下であることを確認した上で引き渡しを受けるものとする。

具体的検査項目・内容等

（例）

- ・ 検査項目（ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物の名称）
 - ・ 濃度の基準値
 - ・ 検査実施機関
 - ・ 検査の実施時期
 - ・ 検査回数
 - ・ 検査の対象となる教室
 - ・ 測定方法
 - ・ 基準値を超えた場合の対策
- など

- ・ 特記仕様書への記載については、できるだけ具体的な内容を明記する必要があります。
- ・ 検査費用を請負者の負担とする場合には、その費用についても積算計上する必要があります。

不適切な特記仕様書の記載例

下記のような表現は、検査項目や検査内容等が明確に記述されていないことにより、契約後に混乱を生じる場合があるため、検査の実施方法等については明確に記載する必要があります。

- ・ 学校保健法に基づく「学校環境衛生の基準」を満たしていること
- ・ 竣工後、検査を実施し、数値が満たない場合は引き渡しを受けない
- ・ 有害物質を含まない材料を使用すること
- ・ 測定は、監督職員との協議による